

H S 条約の改正に伴う関税率表の改訂

[今回答申]

1. 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約

(略称: H S 条約: International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System)

- (1) 我が国の現行の関税率表(関税率法・関税暫定措置法の別表)は、H S 条約附属書の品目表(H S 品目表)に基づいて作成されている。
- (2) H S 条約は、WCO(世界税関機構)の場における協議・採択を経て、各国の関税率表の品目分類等を統一し国際貿易の円滑化に資するため作成され、1988年1月1日に発効した。加盟国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表をH S 品目表に適合させる義務がある。
- (3) H S 品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の様相の変化等に対応するため、これまでに3度改正されている。我が国においては、H S 品目表の改正に従って、関税率表を改訂し対応している。

- (注) ・第1回改正(1992年1月1日発効)
・第2回改正(1996年1月1日発効)
・第3回改正(2002年1月1日発効)

2. 2007年H S 条約の改正

今次H S 品目表の改正案は、2007年1月1日より適用されることとなった。今回の改正に伴い、関税率法・関税暫定措置法の関税率表に技術的改訂等を行う。

今回の条約改正においては、主に以下の3つの観点から改正が行われた。

環境保護の要請を受けた項・号の新設、変更(貿易の動向をより詳細に統計上把握するため)

イ)魚種の保存に影響を与える不法な漁獲をモニターするため
(例)その他の魚(0301.99)から、くろまぐろ(0301.94)、
みなみまぐろ(0301.95)を細分化

ロ)ロッテルダム条約(先進国から途上国への有害な化学物質の輸出を防止するための事前通報・同意手続きを定めた条約)対象物質の国際的な移動をモニターするため
(例)水銀の無機又は有機の化合物(2852.00)の新設

貿易額が少額な項・号の統廃合(H S 品目表の簡素化のため)
(例)かえるの脚(0208.20)をその他のもの(0208.90)に統合

ハイテク製品など技術の進歩へ対応するための項・号の新設、変更

(例)コピー、スキャン、ファックス等多機能を持つデジタル複合機(8443.31)の新設